

福岡県医第342号(地)

平成20年 5月 9日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

「女性のがん検診に関する普及啓発推進事業の実施について」、及び
「骨粗鬆症検診啓発普及等事業の実施について」の送付について

標記の件につきまして、厚生労働省老健局長より協力依頼があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

本件は、女性のがんの予防、早期発見、早期治療の推進を図るため、別紙のとおり「女性のがん検診啓発普及事業実施要綱」を定めたものであり、これらの事業を積極的に活用し、女性のがん検診の推進するものです。

また、啓発普及等事業の実施にあたりましては、医療関係団体等の関係機関との連携を図ることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 名取一幸
毛利康茂
会長 丸山 泉

(地Ⅲ26)

平成20年4月17日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 内 田 健



「女性のがん検診に関する普及啓発推進事業の実施について」、及び
「骨粗鬆症検診啓発普及等事業の実施について」の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省健康局長より、都道府県知事宛に「女性のがん検診に関する普及啓発推進事業の実施について」、及び「骨粗鬆症検診啓発普及等事業の実施について」通知がなされ、本会に対しても協力方依頼がありました。

いずれの事業につきましても、実施主体は都道府県となっておりますが、啓発普及等事業の実施にあたりましては、医療関係団体等の関係機関との連携を図ることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

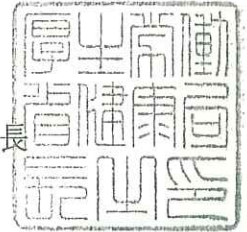


健発第 0331065 号

平成20年3月31日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



女性のがん検診に関する普及啓発推進事業の実施について

標記については、別添のとおり、都道府県知事あてに発出しましたので送付いたします。

つきましては、貴会関係者への周知に御配慮・御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

健発第0331065号
平成20年 3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



女性のがん検診に関する普及啓発推進事業の実施について

平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の一つに位置付けられ、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、「女性の健康週間」を創設し、女性の健康づくりを国民運動として展開することとされた。

これを踏まえ、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」とし、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発普及事業及び行事等を展開することとしているところである。

こうした中、女性のがんの予防、早期発見、早期治療の推進を図るため、今般、別紙のとおり「女性のがん検診啓発普及事業実施要綱」を定めたので、これらの事業を積極的に活用し、女性のがん検診の推進を図られたい。

女性のがん検診に関する普及啓発推進事業実施要綱

1 目 的

この事業は、女性のがん罹患率の第1位であり年々増加傾向にある「乳がん」及び、発症年齢が低年齢化し性感染症との関連も指摘されている「子宮がん」等の女性のがんについて、検診の受診を勧奨するための普及啓発事業を展開することにより、女性のがんの予防、早期発見及び早期治療を図ることを目的とする。

2 実施主体

女性のがん検診に関する普及啓発推進事業（以下「普及啓発事業」という。）の実施主体は都道府県とする。

なお、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は事業の全部又は一部を普及啓発事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制

実施に当たっては、普及啓発事業が確実に実施できる体制を確保すること。

なお、その際は、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について（平成20年3月31日健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）」に定める「生活習慣病検診等管理指導協議会」との連携に配慮すること。

4 普及啓発事業の種類

普及啓発事業の内容としては、概ね次に掲げる事業とするが、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施すること。

- (1) ポスターの掲示
- (2) パンフレットやリーフレットの作成配布
- (3) 新聞、テレビ等を活用した広報
- (4) シンポジウム、講演会等の開催
- (5) 啓発イベントの開催
- (6) その他

5 経費の負担

この実施要綱に基づき都道府県が実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 留意事項

(1) 関係機関の連携

都道府県は、普及啓発事業の実施に当たって「女性の健康週間」を活用するなど、医療関係団体等の関係機関との連携を密にするものとする。

(2) 報 告

都道府県は、交付要綱に基づき、実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

7 施行期日

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(参 考)

感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」改正案（抜粋）

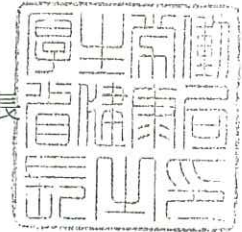
改 正 後					改 正 前												
(交付の対象) 3 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。 (2) 疾病予防対策事業費等補助金 イ 疾病予防事業費等補助金 （カ）女性のがん検診に関する普及啓発推進事業 平成 年 月 日健発第 号 厚生労働省健康局長通知の別紙「女性のがん検診に関する普及啓発推進事業実施要綱」により都道府県が行う事業					(交付の対象) 3 この国庫負担（補助）金は、次の事業を交付の対象とする。 (2) 疾病予防対策事業費等補助金 ア 保健事業推進等補助金 （ア）女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業 平成17年3月31日老発第0331026号厚生労働省老健局長通知の別紙「女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業実施要綱」により都道府県が行う事業												
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率								
女性のがん検診に関する普及啓発推進事業	女性のがん検診に関する普及啓発推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	女性のがん検診に関する普及啓発推進事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料	1/2	女性のがん検診及び骨粗鬆症普及事業	女性のがん検診及び骨粗鬆症普及事業	1 都道府県当たり次表のとおりとする	女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料	1/2								
					<table><tr><td>管内の20歳の女性人口区分</td><td>基準単価</td></tr><tr><td>20千人以上</td><td>20,122千円</td></tr><tr><td>10千人以上 20千人未満</td><td>7,308千円</td></tr><tr><td>10千人未満</td><td>5,643千円</td></tr></table>					管内の20歳の女性人口区分	基準単価	20千人以上	20,122千円	10千人以上 20千人未満	7,308千円	10千人未満	5,643千円
管内の20歳の女性人口区分	基準単価																
20千人以上	20,122千円																
10千人以上 20千人未満	7,308千円																
10千人未満	5,643千円																

健発第0331066号

平成20年3月31日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



骨粗鬆症検診啓発普及等事業の実施について

標記について、別添のとおり、都道府県知事あてに発出しましたので送付いたします。

つきましては、貴会関係者への周知に御配慮・御協力いただきますようよろしくお願いいたします。



健発第0331064号
平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



骨粗鬆症検診啓発普及等事業の実施について

平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の一つに位置付けられ、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するため、「女性の健康週間」を創設し、女性の健康づくりを国民運動として展開することとされた。

これを踏まえ、毎年3月1日から3月8日までを「女性の健康週間」とし、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発普及事業及び行事等を展開することとしているところである。

こうした中、骨粗鬆症検診の啓発普及を図るため、今般、別紙のとおり「骨粗鬆症検診啓発普及等事業実施要綱」を定めたので、これらの事業を積極的に活用し、骨粗鬆症検診の推進を図られたい。

別紙

骨粗鬆症検診啓発普及等事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成19年4月に策定された「新健康フロンティア戦略」において、「女性の健康力」が柱の一つに位置付けられ、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援することが必要であることとされたことを踏まえ、骨粗鬆症及びその予防に関する知識の普及を図るとともに、骨粗鬆症検診の受診を勧奨するための普及啓発等事業を展開し、生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を図ることを目的とする。

2 実施主体

骨粗鬆症検診啓発普及等事業（以下「啓発普及等事業」という。）の実施主体は、都道府県とする。なお、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は、事業の全部又は一部を、啓発普及等事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制

実施に当たっては、啓発普及等事業が確実に実施できる体制を確保すること。

なお、その際は、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について（平成20年3月31日健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）」に定める「生活習慣病検診等管理指導協議会」との連携に配慮すること。

4 啓発普及等事業の種類

啓発普及等事業の内容としては、概ね次に掲げる事項とするが、地域の実情に応じた柔軟な事業を実施すること。

- (1) ポスターの掲示
- (2) パンフレットやリーフレットの作成配布
- (3) 新聞、テレビ等を活用した広報
- (4) シンポジウム、講演会等の開催
- (5) 啓発イベントの開催
- (6) その他

5 経費の負担

この実施要綱に基づき都道府県が実施する啓発普及等事業に係る費用については、厚生労働省が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行う。

6 留意事項

(1) 関係機関との連携

都道府県は、啓発普及等事業の実施にあたって「女性の健康週間」を活用するとともに、医療関係団体等の関係機関との連携を図ること。

(2) 報告

都道府県は、交付要綱の定めるところにより、啓発普及等事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告すること。

7 施行期日

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。